

災害用備蓄物資の支援及び有効活用に関する協定書

特定非営利活動法人フードバンク愛知
水 戸 市

災害用備蓄物資の支援及び有効活用に関する協定書

水戸市（以下「市」という。）と特定非営利活動法人フードバンク愛知（以下「フードバンク愛知」という。）は、相互に保有する災害用備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）の有効活用について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次の事項を目的とする。

- (1) 水戸市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、フードバンク愛知が保有する備蓄物資を迅速かつ円滑に市に提供し、もって市内の住民等の安全を確保する。
- (2) 市が保有する賞味期限又は消費期限が迫った備蓄物資（以下「再活用物資」という。）を有効に活用するため、これをフードバンク愛知に無償で譲渡し、福祉及び防災意識の向上と食品ロス削減に資する。

（連携体制等）

第2条 市及びフードバンク愛知は、あらかじめ相互に緊急連絡先を確認するとともに、保有する備蓄物資の数量等の情報共有に努める。

（災害時等の支援要請等）

第3条 市は、災害時等に、備蓄物資を調達する必要があるときは、フードバンク愛知が保有する備蓄物資の供給について協力を要請することができる。

- 2 前項の要請は、物資調達要請書（別紙様式）により行うものとする。ただし、当該要請書を提出するいとまがなく緊急を要する場合においては、口頭、電話等により調達要請を行い、その後速やかに当該要請書を提出する。
- 3 備蓄物資の引渡場所は、市が指定するものとし、指定場所までの運搬は、原則としてフードバンク愛知が行うものとする。
- 4 市は、前項の規定によりフードバンク愛知が備蓄物資を運搬する際、フードバンク愛知の運搬車両を優先車両として通行できるよう配慮する。
- 5 フードバンク愛知が市に提供する備蓄物資は無償とし、運搬に要する費用は市が負担する。

（再活用物資の譲渡等）

第4条 市は、再活用物資の数量、時期等について、フードバンク愛知と協議した上で、フードバンク愛知に無償で譲渡する。

- 2 フードバンク愛知は、譲渡された再活用物資について、協定の目的に反して、使用、譲渡、交換等の行為をしてはならない。
- 3 再活用物資の譲渡は、市の指定する場所で行い、当該譲渡に係る当該場所までの運搬費については、市の負担とし、その他の譲渡に係る経費については、フードバンク愛知が負担する。

(対象事業)

第5条 フードバンク愛知は、市から譲り受けた再活用物資を次の事業に活用することができる。

- (1) フードバンク愛知又はフードバンク愛知が他の団体と協力して行う防災啓発活動
- (2) 社会福祉法人、特定非営利活動法人等が実施する生活支援等の非営利活動
- (3) 教育機関等が実施するSDGs及び食品ロス削減啓発事業
- (4) 社会福祉法人、特定非営利活動法人等が実施する障がい者就労支援事業
- (5) 被災地又はそれに準ずる場所で行う人道支援活動
- (6) 前各号に定めるほか、市が認めるフードバンク愛知の行う活動

(実施報告)

第6条 フードバンク愛知は、前条に規定する事業において備蓄物資を活用したとき、速やかに市に対してその報告を行うものとする。

(情報交換)

第7条 市及びフードバンク愛知は、この協定書に定める事項を円滑に推進するため、情報交換に努める。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、市とフードバンク愛知が協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和7年3月31日までとし、有効期間満了の日の2か月前までに市とフードバンク愛知いずれからも協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、期間満了の日の翌日から1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市とフードバンク愛知が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7年 1月 31日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号

水戸市

水戸市長 高橋 靖

愛知県北名古屋市高田寺砂場18番地

特定非営利活動法人フードバンク愛知

理事長 宮尾 久子

(別紙様式) 第3条関係

年 月 日

特定非営利活動法人フードバンク愛知
理事長 様

水戸市長

物資調達要請書

災害発生等により、下記のとおり要請します。

記

[災害発生等日時]
[災害の状況]
[要請する理由]
[要請内容、場所等]
[備考]
《連絡担当課・氏名・電話・FAX》